

2020年度 公益社団法人長野県社会福祉士会 事業計画

『笑顔を繋ぐ』 築こう 誰もが安心して暮らせる社会)
高めよう 社会福祉士の価値と専門性
ともに歩もう 長野県社会福祉士会

平成から令和への時代の2年目を迎え、福祉制度の縦割りや分断を超えて、地域共生社会実現のために、包括的な支援の実現が必要です。

人口減少が進み、地域のつながりが希薄になる中、本会は地域社会での個人や世帯の孤立を防ぎ、県民生活の支援と権利の擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業、災害からの復興支援等を積極的に推進していきます。特に、昨年の本県における台風19号（東日本台風）の被災においても、「災害と社会福祉」について改めて考えさせられた重要な課題の一つです。

こうした中で、社会福祉士の役割を含むソーシャルワークとしての業務は、依然として個人的資質や能力に左右される傾向にあり、社会福祉士としての専門性が社会的に一般化され、認知されるまでには、私たちは多くの課題を抱えていると言えます。

ソーシャルワークの定義では、「ソーシャルワーク専門職の中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、及び人々のエンパワーメントと解放がある。」としています。この社会変革・社会開発に当たる政策提言については、人権に対する最大の権利侵害である高齢者、障がい者、児童、社会的マイノリティ等全ての人に対する虐待問題に対して、長野県や市町村行政だけでなく、県民全体に対して積極的に広報、啓発活動、研修による人材教育等を行っていきます。

さらに私たちは、生活のしづらさからくる貧困、差別、抑圧、排除、暴力、虐待、並びに環境破壊などの無い、自由、平等、共生に基づく社会正義の実現を目指す専門職であり、インクルーシブな社会の実現と誰もが住みやすい社会の実現を目指すことを使命としていきます。

そのために、昨年プロジェクトチームを立ち上げ、社会福祉士としての職能と、それを支える社会福祉士会の機能を高めるために、職能団体としてのあり方を基本から見直しつつ、次の時代を見据えた中期ビジョンが必要であると考えました。プロジェクトチームと理事会で検討・策定した2020年度から2024年度の5年間の中期ビジョンを柱に、今年度をそのスタートの年として事業を展開していきます。

【重点課題】

1 福祉の支援を必要とする人への権利擁護の推進をめざして

すべての人は存在自体に価値があり、人としての尊厳が守られ、平等であるという、社会福祉の普遍の理念の元に、行政機関、弁護士会・司法書士会（リーガルサポート）等の専門職団体と連携、協働することにより権利擁護の推進を目指す。

- (1) 高齢者、障がい者等に対する虐待への対応と防止の推進
- (2) 成年後見制度の普及啓発及び利用促進事業の推進
- (3) 地域生活定着支援事業・再犯防止推進事業、児童虐待・DV ホットライン業務の推進

2 社会福祉に関する県民への普及・啓発の推進をめざして

ソーシャルワーク専門職団体である医療ソーシャルワーカー協会、精神保健福祉士協会、また、ソーシャルワーカー養成校との連携を強化し、ノーマライゼーション及びソーシャルインクルージョンの思想を実現するため、社会福祉及びソーシャルワーカーに関する県民への周知及び普及・啓発を推進する。

- (1) 「福祉まるごと学会」実践研究の普及、研究活動の促進と充実
- (2) 「ソーシャルワーカーデー」企画の実施と関係団体との連携強化
- (3) セミナー・シンポジウム・講演会の企画実施
- (4) 喫緊の福祉課題等について検討し、福祉制度・施策等の積極的提言
- (5) 会員・専門職・地域住民等による地区学習会等の活性化

3 福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上をめざして

「福祉は人なり」と言われることから、会員の知識・技術の向上だけでなく、社会福祉士や福祉従事者の倫理観の醸成及び人材育成にも寄与する。

- (1) 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ及び認定研修の企画・実施
- (2) 生涯研修制度などの研修体系を分かりやすく、受けやすく実施
- (3) 「キャリア形成訪問指導事業」の研修内容の充実と実施、講師の養成
- (4) 国家試験統一模擬試験・社会福祉士実習指導者講習会の実施

4 専門職団体との連携・ネットワークに関する事業の推進をめざして

「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」の法改正により、社会福祉士には、福祉サービスを提供する者、または医師その他の保健医療サービスを提供する者、その他の関係者との連絡及び調整の役割が定義づけられた。

- (1) 地域共生社会実現に向けて専門職団体等との連携強化
- (2) 災害派遣福祉チーム（DWA T）の推進

5 機能的な組織運営、開かれた組織づくりをめざして

福祉の専門職職能団体としての使命・役割を果たすために、より多くの会員の参加で中期計画を推進する。

- (1) 健全な組織経営の推進
- (2) 中期ビジョンを柱とした計画の推進
- (3) 入会の促進と退会者への働きかけ
- (4) 「長野県社会福祉士会活用ガイド」の作成

6 災害ソーシャルワークのあり方と DWAT への参加・推進をめざして

会員の災害福祉チーム（DWAT）への研修参加と登録の推進

7 中期ビジョンに基づくステップをめざして

中期ビジョンのスタートの年であることから、具体的計画として年代別交流の機会を設け、会員のネットワークの拡大を促進する。

- (1) 全地区で世代別の交流会の実施をする。
- (2) 社会福祉士養成校の学生と若い会員の交流を促進し、地区活動を活発化する。
- (3) 2021 年度から若年者の経済的負担を軽減し、20 歳代の入会を促進する。
- (4) 地区総会、及び全県定時総会への出席者を増やす。

【事業・活動展開】

1 セミナー等開催事業

県民生活の支援と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の普及・啓発を図るために“権利擁護”“認知症”“重症心身障がい児・者”“次代を担う児童”“地域福祉の推進”“累犯障がい者”等をキーワードにセミナー・シンポジウムや福祉まるごと学会を開催する。

(1) 福祉まるごと学会

会員による実践研究発表を行い、後半は実践研究の促進に向けた提言等の指定報告を行う。

期 日：6月13日（土）

会 場：長野大学 リプロホール他

(2) 「ソーシャルワーカーデー」連動企画

ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性等を考えるフォーラムを、長野県医療ソーシャルワーカー協会、長野県精神保健福祉士協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟加盟校等と共催で開催する。

期 日：7月12日（日）

会 場：松本勤労者福祉センター

(3) 重症心身障がい児・者支援シンポジウム

県共同募金の配分の助成を受け、重症心身障がい児・者の支援のために、地域資源の現状と課題を確認し他職種・多機関との連携を目指して開催する。

期 日：10月

会 場：松本市内

(4) 累犯障がい者・高齢者支援セミナー

矯正施設出所の障がい者・高齢者を地域社会への定着を支援するために司法と福祉の連携を目指してセミナーを開催する。

(5) 権利擁護推進セミナー

高齢者・障がい者に対応する虐待対応、成年後見制度の利用促進、身元保証等“権利擁護”を主テーマにしたセミナーを開催する。

2 研修開催事業（福祉従事者及び社会福祉士の知識・技術の向上）

(1) 会員講師派遣事業

① キャリア形成訪問指導事業

福祉・介護従事者のキャリアアップを支援するため、会員を講師として福祉・介護事業所に派遣し研修を行う。

- 補助金 長野県（健康福祉部地域福祉課）
- 期間 2020年5月～ 通年
- テーマ 権利擁護、虐待対応、面接技法 等

② 市町村・事業所等への講師派遣

福祉・介護従事者のスキルアップを支援するため、会員を講師として市町村・事業所に派遣し研修を行う。

- 負担 派遣先の市町村・事業所
- 期間 2019年5月～ 通年
- テーマ 原則として、キャリア形成訪問指導事業のテーマ外等

③ 虐待対応専門職チーム派遣

高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、市町村が受理した虐待（疑いを含む）事案について、その具体的な対応と体制整備等の支援を行い、権利擁護の推進を図る。

- 負担 派遣先の市町村
ただし、高齢者虐待は、長野県健康福祉部介護支援課が負担（件数上限あり）
- 協働 長野県弁護士会との協定に基づく派遣
- チーム 長野県弁護士会と本会の専門職チームのペア
- 対象 市町村行政
- 期間 2020年4月～ 通年

(2) 高齢者虐待対応現任者標準研修

養護者及び施設従事者等による高齢者虐待に適切な対応を図るため、長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修・演習を開催する。

- 委託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期日 2020年7月3日、7月15日 ○ 会場 長野県総合教育センター（塩尻市片丘）
7月16日 ○ 会場 長野県松本合同庁舎（松本市島立）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(3) 市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修

県内における養護者及び施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数が増加する中で、虐待対応を担う市町村等の管理職と担当者及び地域包括支援センター職員等を対象に、対応力の向上等を目的に長野県（健康福祉部介護支援課）からの委託事業により、長野県弁護士会と協働し、研修を開催する。

- 委託 長野県（健康福祉部介護支援課）
- 期日 2020年12月
- 会場 長野県看護協会（松本市旭町）
- 受講者 市町村行政、県保健福祉事務所、地域包括支援センター、弁護士、社会福祉士 等

(4) 社会福祉士基礎研修

生涯研修制度を実施して社会福祉士としてふさわしい専門的な力量を獲得するために、隣接する他県社会福祉士会と連携を図り開催する。

① 基礎研修 I

- 期 日 2020年8月1日、11月7日
- 会 場 松本市総合社会福祉センター
- 受講者 社会福祉士

② 基礎研修Ⅱ

- 期 日 2020年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市総合社会福祉センター
- 受講者 基礎研修Ⅰ修了者

③ 基礎研修Ⅲ

- 期 日 2020年5月～ 原則毎月第1土曜日
- 会 場 松本市総合社会福祉センター
- 受講者 基礎研修Ⅱ修了者

(5) 社会福祉士のための分野専門研修

① 生活支援コーディネーターのための地域福祉コーディネート講座

- 共 催 長野県社会福祉協議会
- 期 日 2020年8月、10月
- 会 場 松本市総合社会福祉センター
- 受講者 社会福祉士等

② 障害者等権利条約研修

- 期 日 2020年7月
- 会 場 松本市内
- 受講者 障がい福祉分野で働く職員等

(6) 意思決定支援と本人情報シート作成研修会

成年後見の申立てに係る診断書の様式が改訂され、よりの確な診断に資するよう「本人情報シート」が新設された。この講習会では意思決定支援と「本人情報シート」作成の意義と作成方法を学ぶことを目的に開催する。

- 期 日 2020年6月23日（火）
- 会 場 松本市総合社会福祉センター
- 受講者 社会福祉士、医療ソーシャルワーカー、生活保護ケースワーカーなど

(7) 社会福祉士の養成

これから社会福祉士の国家資格を取得する人の支援として、社会福祉士実習指導者講習会の開催や国家試験受験者の支援として、全国統一模擬試験を開催する。

① 社会福祉士実習指導者講習会

- 期 日 2020年6月27（土）・28（日）
- 会 場 長野大学
- 受講者 地域包括支援センター、社会福祉事業所等の実習指導者

② 社会福祉士全国統一模擬試験

- 期 日 2020年11月29日（日）
- 会 場 長野大学
- 受講者 社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験者

(8) 社会福祉専門研修

社会福祉士として専門性を高めるため、ソーシャルワーカー研究発表・まとめ方講座各種専門研修会を開催する。

3 広報事業

(1) 広報紙の発行

本会の公益的事業の実施状況及び社会福祉の現状・課題・提言等を各号に編集し発行する。

- 発行 隔月 年6回
- 部数 2,300部（会員＋福祉事業所等）

(2) ホームページの運用

本会の各種事業および研修等の情報発信、社会福祉に関する知識・技術の普及啓発を目的としたホームページの改善・充実、積極的活用を行う。

(3) 一斉メール送信等

会員に対して迅速な情報発信ができる「一斉メール」の登録者拡大と運用方法の検討を行う。

4 成年後見事業（権利擁護センターぱあとなあながの）

本会会員で成年後見人養成研修を修了し、「ぱあとなあながの」の会費を納入している会員で構成し、成年後見の普及・拡大を基盤にして判断能力の十分でない人たちの権利擁護を中心に活動する。

(1) 成年後見制度の普及・啓発活動

- ① 福祉関係従事者を対象とした成年後見活用講座の実施
 - 共催 長野県社会福祉協議会
 - 期日 2020年10月20日（火）
 - 会場 松本市総合社会福祉センター
 - 受講者 市町村、地域包括支援センター、市町村社協、事業所等の職員
- ② 成年後見制度利用促進・基本計画の理念実現のため、県弁護士会、リーガルサポートながの等との連携による協働活動の展開
- ③ 広報活動の充実

(2) 成年後見人等の養成、受任拡大・人材育成研修

- ① 成年後見人材育成研修の開催
 - 期日 2020年8月22・23日、10月3・4日（4日間）
 - 会場 松本市松南地区公民館
- ② 成年後見人候補者名簿の家庭裁判所への提出
- ③ 家庭裁判所、市町村行政、成年後見センター等から依頼を受け成年後見人等候補者の推薦

(3) ぱあとなあながの会員スキルアップの推進

- ① 円滑な成年後見事業及び適正な後見業務を図るために業務監査委員会の開催
- ② 県弁護士会、リーガルサポートながの等と連携しての合同研修会の開催
- ③ ぱあとなあ全体研修の実施（研修参加の義務化）
- ④ ブロック機能を基盤とした地区別全体研修会の実施（研修参加の義務化）
 - 期日 2020年8月、9月、10月、11月
 - 会場 東北中南信地区 4会場
- ⑤ 成年後見活動報告書のチェック体制と指導の強化
- ⑥ 新規（初回）受任者フォローアップ、スーパービジョン等の実施。

(4) 未成年後見プロジェクトチームの立ち上げ

5 生活支援等事業

(1) 地域生活定着支援センター事業

長野県から委託を受けて、累犯障がい者等の矯正施設からの退所支援等の地域生活定着促進事業を行う。

① コーディネート業務

保護観察所（他都道府県定着センター経由含む）からの依頼を受けて、矯正施設からの退所予定者に対して福祉施設等入所支援を行う。

② フォローアップ業務

矯正施設退所後、受け入れた福祉施設等を対象に定着に向けて継続的に支援を行う。

③ 相談支援業務

障がい者、高齢者等で被疑者・被告人等となった人達への相談支援業務を行う。

④ その他

累犯障がい者等の支援をテーマにしたセミナーを開催する。

また矯正施設内において市町村行政、相談支援機関、福祉事業所を対象とした視察研修会を開催する。

(2) 再犯防止推進ネットワーク構築事業

長野県からモデル事業の委託を受け最終3年目、矯正施設からの退所者支援及び被疑者・被告人等となった人達への支援ネットワーク構築事業を行う。

広域圏での市町村行政、相談支援機関、まいさぼ（生活就労支援センター）、福祉事業所等が一堂に集まり再犯防止の連携・協議会を開催する。

また、広域圏での再犯防止に向けての研修会を開催する。

(3) 児童虐待・DV 24時間ホットライン業務

長野県から委託を受けて、児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談に24時間態勢で応じ、緊急事案については、児童相談所または女性相談センターにつなげ、速やかに必要な援助を行う。

① 電話相談に専門の電話相談員を24時間（3交代）365日配置して対応する。

② 緊急の相談を受理した場合は、速やかに児童相談所又は女性相談センターへ電話連絡及び記録の送信を行う。

③ 毎月定例会を開催して電話相談員のスキルアップと情報共有を行う。

(4) その他

県民生活に関わることについて社会福祉の専門性を発揮した事業を展開する。

6 機能的な組織運営、開かれた組織づくり

(1) 地区活動の活性化

専門職団体として様々な活動を実践し地域住民からその存在について認知され、その活動が公益性を持ち評価される必要がある。学習活動を地区及びブロックで定期的実施し、地区活動を活性化する。

学習活動においては、特定の分野に偏らず、社会福祉に関する様々な領域のテーマを扱い、多くの会員が参加する活動を展開していく。

① 東信地区

公益社団法人の地区支部として地域の福祉に貢献できるよう、会員内外のネットワークづくりと学び合いの場づくりを推進する。特に、本会2020年度定時総会と福祉まるごと学会は東信

が担当。会員の知恵と力を結集して社会福祉士の価値の向上に取り組む。

◇ 総会 期日：2021年2月20日（土） 会場：長野大学

◇ 役員会 期日：2020年9月26日、12月26日

② 北信地区

会員主体の学びあいとネットワークづくりを基盤に、新たな会員の拡大や社会福祉士を目指す学生との交流など、会のすそ野を広げ地区活動の充実を図る。また、社会的孤立を起因とする複合的な問題を重点テーマとし、調査や課題提起を行う。

◇ 総会 期日：2021年2月20日（土） 会場：長野市東部文化ホール

◇ 役員会 期日：2020年5月29日、2021年1月22日

③ 中信地区

地区会員一人ひとりが主体性をもって会に関わり、学習会などの取り組みを通じて互いに資質の向上と連携に努め、地域における社会福祉士の役割を積極的に担い発信する地区活動をめざす。

◇ 総会 期日：2021年2月20日（土） 会場：松本市松南地区公民館

◇ 役員会 期日：2020年8月19日、2021年1月20日

④ 南信地区

諏訪・上伊那・南信州の各ブロックで開催する定期的な学習会を通して社会福祉士としての資質を高めると共に、会員内外のネットワークづくりを進めることで、地域共生社会の実現に貢献できる地区活動を展開する。

◇ 総会 期日：2021年2月20日（土） 会場：宮田村村民会館

◇ 役員会 期日：2020年5月23日、2021年1月30日

(2) 委員会活動の活性化

専門職団体としてその専門性を最大限発揮できる活動は委員会活動であり、その専門性を維持向上させながら持てる力を発揮し、様々な組織と連携を図り地域の福祉社会実現の一助を担う。

① 一般委員会

○ 福祉活動委員会

高齢者、障がい者、子ども、地域福祉の各部会について地区における学習活動と相互に連携を図りながら、福祉活動委員会全体でその成果を積み上げた政策提言や全県に向けた事業を企画・実施する。

特に今年度は、「身元保証人問題を考えるプロジェクト」「社会福祉士養成の検討プロジェクト」を中心に事業を展開する。

○ 虐待対応委員会

高齢者、障がい者虐待対応等に関することを担う。養護者による虐待のみならず施設従事者等による虐待件数も増加傾向にある中で、「虐待は最も重大な権利侵害である」という意識のもと、行政機関による虐待防止及び対応が適切になされるよう長野県弁護士会との連携を強めた活動を展開する。

また、県の委託事業等により、行政機関等の虐待対応力強化及び体制整備に向けた研修や虐待対応専門職チームの派遣を行うとともに、虐待対応における社会福祉士として担うべき役割や立ち位置、価値観を再確認するための機会として企画・実施する。

これら行政機関による虐待対応を支援するための研修講師養成や虐待対応専門職チームの体制強化など、日本社会福祉士会の取り組みと連動して展開する。

併せて、研修委委員会との連携により、介護従事者向けのキャリア形成訪問指導事業により、虐待防止に向けた啓発及び質の高い人材育成の取り組みを展開する。

○ 広報編集委員会

広報紙の編集発行、ホームページの運用、パンフレットの作成発行等に関することを担う。

会員以外の県民に、広く閲覧できる広報紙やホームページの活用により、社会福祉に関する知識、技術等を情報発信していく。

② 事業委員会

○ 生涯研修センター運営委員会

社会福祉士基礎研修、社会福祉士のための分野専門研修、福祉専門研修等生涯研修について企画するとともに、キャリア訪問指導事業、社会福祉士実習指導者講習会、全国統一模擬試験等の企画実施を担う。

また、基礎研修、認定社会福祉士分野専門研修は近隣県社会福祉士会とも連携する。

○ 権利擁護センターぱあとなあながの運営委員会

ぱあとなあ名簿登録者、成年後見受任者支援等について、業務監査委員会の指導助言等を受け、成年後見業務の質的向上を図るとともに、成年後見制度の利用促進、啓発・普及に取り組む。

運営は、従来の役員会と専門部会（成年後見人養成部会、研修部会、広報部会）に加えて未成年後見プロジェクトに取り組む。

○ 地域生活定着支援センター運営委員会

定着センターの事業運営、関係機関との連携方法を中心に協議する「運営推進会議」と、困難事例のケース検討等を行う「ケース検討専門部会」、更生保護施設など司法関連施設の視察研修を開催。

運営、事業内容に関する円滑な推進化と、困難ケースへの対応強化、地域や本会会員とのネットワーク推進に努める。

③ 特別委員会

○ 倫理委員会

懲戒及び苦情対応等に関することを担う。苦情申出があった場合には速やかに対応する。

○ 福祉まるごと学会運営委員会

「社会福祉士として、自身と会員相互の社会福祉実践の知見の蓄積と技量向上および社会への提言を目指し、実践を言語化し発表する機会としての学会の企画・運営を行なう。

○ 災害福祉支援委員会

在宅避難者を取り残さない仕組みづくりに向けた事例収集や提言を行う。会員の災害支援への機運を高めるための研修を地区ごと開催するとともに、災害福祉ネットへの協力を行う。

④ プロジェクト

常設の委員会の他に、必要に応じてプロジェクトを立ち上げて当面する課題等に対応する

i 成年後見制度利用促進プロジェクト

○ 成年後見制度利用促進法・基本計画に基づき、県弁護士会・リーガルサポートながの等連携しながら、高齢者・障がい者の権利擁護のために成年後見制度の利用促進を図る。

ii 身元保証人問題を考えるプロジェクト

○ 医療・福祉現場における身寄りのない方の保証人やかかわる諸課題について、権利擁護の視点から、平成30年度のプロジェクトの実態調査結果を踏まえ、関係機関と協働し、さらなる実態調査・提言・関係する事業の実施等を行う。

iii 社会福祉士養成の検討プロジェクト

○ 社会福祉士の養成について、「令和元年度の実習受入れの実態調査や会員意識調査を踏まえ」社会福祉士養成校と協議し、実習受入を行う法人等を増やすための取り組みや、資格取得を目指す学生や有資格者だが会に未加入者へのはたらきかけを検討・実施する。

IV 長野県社会福祉士会中期計画推進プロジェクト

○ 今後の中期的な計画ビジョン（2020年度～2024年度）及びそれぞれの目標や指標の計画の策定について理事会に諮問する。

(3) 会員、賛助会員の拡大、開かれた組織づくり

社会福祉士会の組織率は、名称独占ということの影響もあり低迷している。会の社会的認知度を高め、社会福祉士という専門職の社会的進出においても組織率を高めることは必要不可欠である。

そのためには、会員とともに資質の向上を図る楽しさや、専門的知識を得られる合理的な習得方法をアピールし非会員に呼びかけ、入会に繋がるように働きかけていく。

また、若年者の入会促進と定年退職等での退会者を減らすため、経済的負担軽減の取組みを積極的に行う。

さらに、様々な機会をとらえ会員の声を聴く機会を設け、会員一人ひとりが参加・参画できる、開かれた組織をめざしていく。

(4) 健全財政の確立、事務局機能の充実

会員や賛助会員の拡大を図ることが健全な財政の最良の道であるが、自治体からの受託費や補助金の確保等にも努め、収入と支出のバランスを考えた健全な財政の構築を図る。

事務局機能については、各委員会活動や地区活動、対外的な協働活動の業務が円滑に推進できるよう、事務局職員の安定雇用や、スキルアップを図り、効率の良い事務局運営をめざしていく。

(5) 日本社会福祉士会、関東甲信越ブロック都県社士会等との連携

① 公益社団法人日本社会福祉士会とは、日常的に連携しながら活動するとともに、総会や必要な機会等を通じて提言や意見反映を行う。

② 関東甲信越ブロックの都県社会福祉士会とは、緊密な情報交換を行いながら、連携・協働活動を推進する。また、必要に応じて関東甲信越ブロックとしての意見や提言を、日本社会福祉士会に行っていく。

③ 近県、特に新潟県・山梨県社会福祉士会とは、基礎研修の開催や成年後見人養成研修の開催等で緊密に連携しながら事業を推進する。